

・増額となる場合

① スライドの請求準備

- 全体スライドの協議の対象となる工事の受注者が発注者にスライド協議をするための資料を作成する。
 なお、概算残工事費の算出は当初契約数量に対する履行報告書の進捗率を参考とし算出する。
 ※「工事出来高内訳書」または「工事履行報告書（実施工程表付き）」により出来高数量が確認できるようにする。
 また、請求日から14日以内に基準日を定める必要があり、基準日には出来高の確認等を行うので日程については受発注者で調整を行うこと。
 受注者は算出した出来高を精査し、概算で算出した変動額が残工事の15/1,000を超えることを確認すること。

② スライド請求 (全体スライドの請求日) (様式1-1)

- 受注者が発注者にスライド協議を請求する。
 なお、基本、請求日を基準日とする。
 ※様式1-1に変更請求額と概算残工事請負代金額を記入するので、変動額が15/1,000を超えていることを確認する。

③ スライド請求に関わる工事の変更数量総括表(仮)の作成

- スライド協議の請求を受け、スライド対象の判定を行う場合は、先行指示(打合せ簿)を含めた設計数量の変更をもとに変更数量総括表(仮)を作成の上で、出来形を確認することを基本とする。
 ただし、設計変更を必要とするような指示を行ってない場合はこの限りではない。

④ スライド額の協議開始日の通知(スライド請求日(②)から7日以内) (様式2)

- 発注者と受注者で協議の上、協議開始日を決定し、発注者は受注者に協議の開始日を通知する。

⑤ 基準日(スライド請求日(②)から14日以内)

- 検査員による出来高数量の確認
 - (1) 変更数量総括表(仮)の数量総括表に対応した、出来形数量を確認。
 - (2) 資材や建設機械及び仮設資材等の搬入・設置状況の確認。
 - (3) 契約書による材料契約やストックヤード等での在庫の確認
 - (4) 残工事量の確認。

⑥ スライド額協議開始(④で通知した日)

- ③で作成した資料を基に変更設計書(仮)を作成し、⑤で確認した結果により、残工事量によるスライド額を積算する。(スライド調書等を作成)
 (1) 変動前の残工事代金額と変動後の残工事代金額の差額からスライド額を算出する。

⑦ スライド額の協議確定(5項から14日以内)

- ⑥の算出結果により発注者は受注者にスライド額確定の協議を行う。
 - (1) スライド額が変動前の残工事代金額の15/1,000を超える場合、発注者は受注者に書面(様式3-1)によりスライド変更金額の協議を行い、受注者は承諾書を返送する。
 - (2) スライド額が変動前の残工事代金額の15/1,000を超えない場合、発注者は受注者に書面(様式3-2)によりスライドの適用外の協議を行う。
 - (3) 14日以内に協議が整わない場合は、発注者が定め、受注者に通知する。
 [契約書第25条第7項]

⑧ 契約変更

- スライド額の協議確定以降、適宜行うものとするが、精算変更時に行うことができる。
 - (1) スライド条項による変更理由の記載例
 「佐賀県建設工事請負契約約款第25条により、平成〇〇年〇〇月〇〇日(基準日)以降の残工事について、賃金水準及び物価水準の変動に伴う変更を行いたい。」
 - (2) スライド条項による変更以外の変更を含めた契約変更をする場合の変更理由について上記に寄らない別途の指示又は協議等により変更契約を要する内容と併せて変更契約を行う場合は、上記変更理由と併せて必要な理由を記すこと。

・減額となる場合

① スライドの請求準備

○全体スライドの協議の対象となる工事の発注者は履行報告書の進捗率を参考に全体スライドに係る概算変動額を算出する。

概算出来高数量 = 設計数量 × 進捗率（又は、（実施済み工程工期 ÷ 実施工程工期））

発注者は概算出来高を基に算出した概算変動額が残工事の15/1000を超える場合は、全体スライド条項に基づき協議を請求する。

② スライド請求（全体スライドの請求日）（様式1-2）

○発注者が受注者にスライド協議を請求する。
 なお、請求日から14日以内に基準日を定める必要があり、基準日には出来高の確認等を行うので日程については受発注者で調整を行うこと。

③ スライドに関わる資料作成

受注者は全体スライドの協議のための資料を作成する。
 ※「工事出来高内訳書」または「工事履行報告書（実施工程表付き）」により出来高数量が確認できるようにすること。
 なお、内訳書及び報告書で確認出来ないもの（資材のみ搬入）等がある場合は、別途出来高として確認できる資料を作成すること。

④ スライド請求に関わる工事の変更数量総括表（仮）の作成

○スライド協議によりスライド対象の判定を行う場合は、先行指示（打合せ簿）を含めた設計数量の変更をもとに変更数量総括表（仮）を作成の上で、出来形を確認することを基本とする。ただし、設計変更を必要とするような指示を行ってない場合はこの限りではない。

⑤ スライド額の協議開始日の通知（スライド請求日（①）から7日以内）（様式2）

○発注者と受注者で協議の上、協議開始日を決定し、発注者は受注者に通知する。

⑥ 基準日（スライド請求日（①）から14日以内）

○検査員による出来高数量の確認
 (1) 変更数量総括表（仮）の数量総括表に対応した、出来形数量を確認。
 (2) 資材や建設機械及び仮設資材等の搬入・設置状況の確認。
 (3) 契約書による材料契約やストックヤード等での在庫の確認
 (4) 残工事量の確認。

⑦ スライド額協議開始（⑤で通知した日）

○④で作成した資料を基に変更設計書（仮）を作成し、⑥で確認した結果により、残工事量によるスライド額を積算する。（スライド調書等を作成）
 (1) 変動前の残工事代金額と変動後の残工事代金額の差額からスライド額を算出する。

⑧ スライド額の協議確定（⑦から14日以内）

○⑦の算出結果により発注者は受注者にスライド額確定の協議を行う。
 (1) スライド額が変動前の残工事代金額の15/1,000を超える場合、発注者は受注者に書面（様式3-1）によりスライド変更金額の協議を行い、受注者は承諾書を返送する。
 (2) スライド額が変動前の残工事代金額の15/1,000を超えない場合、発注者は受注者に書面（様式3-2）によりスライドの適用外の協議を行う。
 (3) 14日以内に協議が整わない場合は、発注者が定め、受注者に通知する。
 [契約書第25条第3項]

⑨ 契約変更

○スライド額の協議確定以降、適宜行うものとするが、精算変更時に行うことができる。
 (1) スライド条項による変更理由の記載例
 「佐賀県建設工事請負契約約款第25条により、平成〇〇年〇〇月〇〇日（基準日）以降の残工事について、賃金水準及び物価水準の変動に伴う変更を行いたい。」
 (2) スライド条項による変更以外の変更を含めた契約変更をする場合の変更理由について上記に寄らない別途の指示又は協議等により変更契約を要する内容と併せて変更契約を行う場合は、上記変更理由と併せて必要な理由を記すこと。